

第4条 管理者は、おおむね次の各号に掲げる事務を決裁する。

- (1) 地方公営企業の運営の基本方針に関する事。
- (2) 重要な事業の計画又は実施方針に関する事。
- (3) 予算の原案作成に関する事。
- (4) 決算の調製に関する事。
- (5) 条例の制定又は改廃案の作成に関する事。
- (6) 重要な管理規程の制定又は改廃に関する事。
- (7) 行政組織に関する事。
- (8) 職員の分限、懲戒及び重要な表彰に関する事。
- (9) 課長相当職以上の職員の任免に関する事。
- (10) 企業局長（以下「局長」という。）の旅行命令（5日以上のものに限る。）及び復命の受理並びに休暇、欠勤その他服務に関する事。
- (11) 訴訟及び和解並びに審査請求その他の不服申立てに関する事。
- (12) 労働協約の締結に関する事。
- (13) 次に掲げる事項の支出負担行為に関する事。
 - ア 1件2億円以上の貸付金の決定
 - イ 1件2億円以上の積立金、負担金及び交付金の決定
 - ウ 重要な新規事業に係る調査、設計等の委託及び重要な局有施設の管理の委託（新たに委託するもの又は委託を継続するに当たって重要な変更があるものに限る。）の委託料の決定
 - エ 1件5億円以上の工事の施行及び変更
 - オ 1件7,000万円以上の用地買収及び補償の決定
- (14) 1件の帳簿価額1億円以上の固定資産の用途の変更若しくは廃止、所属換え、撤去、譲与又は廃棄に関する事。
- (15) 1件の帳簿価額7,000万円以上の固定資産の売却（土地については、1件2万平方メートル以上のものに係るものに限る。）に関する事。
- (16) その他重要な事項の決定に関する事。

別表の1の表を次のように改める。

1 局長専決事項

- (1) 地方公営企業の運営に関する事項の処理に関すること。
- (2) 管理規程の制定又は改廃に関すること。
- (3) 表彰に関すること。
- (4) 職員（課長相当職以上の職員を除く。）の任免に関すること。
- (5) 告示、公告及び定例報告に関すること。
- (6) 次長、参事及び課長の旅行命令及び出先機関の長の県外旅行命令に関すること。
- (7) 次長、参事、課長及び出先機関の長の復命書の受理に関すること。
- (8) 次長、参事及び課長の勤務時間及び休憩時間の割振り、時間外勤務、休日勤務、夜間勤務及び特殊勤務並びに休暇及び欠勤に関すること。
- (9) 1件 1,000万円以上の収入（定期的な収入を除く。）の調定及び通知に関すること。
- (10) 過年度に属する経費を予備費から支出すること。
- (11) 企業局の用に供する資産の使用、貸付に関すること（課長の専決事項に係るものを除く。）。
- (12) 次に掲げる事項の支出負担行為に関すること。
 - ア 1件 2,000万円以上の物品の取得及び労力その他の供給
 - イ 1件20万円以上の食糧費及び諸費
 - ウ 1件 300万円以上2億円未満の貸付金
 - エ 1件 100万円以上2億円未満の積立金、負担金及び交付金
 - オ 1件 2,000万円以上の委託料
 - カ 1件 3,000万円以上5億円未満の工事の施行及び変更（軽易な変更により管理者の決裁事項となるものを含む。）
 - キ 1件 3,000万円以上 7,000万円未満の用地買収及び補償
- (13) 物品の取得に係る次の事項に関すること（課長及び出先機関の長の専決事項に係るものを除く。）。
 - ア 入札及び契約の保証金の収納又は還付

イ 納入の延期

(14) 工事に係る次の事項に関する事（課長及び出先機関の長の専決事項に係るものを除く。）。

ア 工事請負予定価格の設定

イ 入札及び契約の保証金の収納又は還付

ウ 着手若しくは完成の延期又は中止

(15) 1件の帳簿価額50万円以上1億円未満の固定資産の用途の変更若しくは廃止、所属換え、撤去、譲与又は廃棄に関する事。

(16) 1件の帳簿価額50万円以上7,000万円未満の固定資産の売却（土地については、1件の帳簿価額7,000万円以上かつ1件2万平方メートル未満のものに係るものを含む。）に関する事。

(17) 送電停止の決定に関する事（電気課長の専決事項に係るものを除く。）。

(18) 管理者の決裁に係る支出負担行為の支出命令に関する事。

別表の2の表共通専決事項の欄中「カ 1件 500万円」を「カ 1件 2,000万円」に、「(9) 工事に係る次の事項に関する事（課長の専決事項）」を「(9) 工事に係る次の事項に関する事（アについては、課長の専決事項）」に改める。

別表の2の表経営管理課長の欄を次のとおり改める。

経営管理課長

(1) 事実証明に関する事。

(2) 被服の貸与に関する事。

(3) 短期資金の運用に関する事。

(4) 予算の費目流用に関する事。

(5) 公舎等の貸付に関する事。

(6) 次に掲げる事項の支出負担行為に関する事。

ア 給料及びその他の給与

イ 1件 2,000万円未満の物品の取得及び労力その他の供給

ウ 1件 300万円未満の貸付金

エ 1件 100万円未満の積立金及び交付金

オ 償還金、利子及び割引料

(7) 物品の取得に係る次の事項に関する事（課長及び出先機関の長の専決事項に係るものに限る。）。

ア 入札及び契約の保証金の収納又は還付

イ 納入の延期

(8) 工事に係る次の事項に関する事。

ア 工事請負予定価格の設定（設計額 100万円以上の工事であつて、かつ、支出負担行為が課長の専決事項に係るものに限る。）

イ 入札及び契約の保証金の収納又は還付（課長及び出先機関の長の専決事項に係るものに限る。）

(9) 1件の帳簿価額50万円未満の固定資産の用途の変更若しくは廃止、所属換え、撤去、譲与又は廃棄に関する事。

(10) 1件の帳簿価額50万円未満の固定資産の売却に関する事。

(11) 物品の不用決定及び棄焼却に関する事。

(12) 不用品の売却に関する事。

(13) 局長、課長及び出先機関の長の専決に係る支出負担行為の支出命令に関する事。

（富山県企業局文書管理規程の一部改正）

4 富山県企業局文書管理規程（昭和62年富山県公営企業管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第5号中「公営企業管理者」を「地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第8条第2項の規定により管理者の権限を行う知事」に改める。

第26条を次のように改める。

（記名）

第26条 文書の記名は、法令等に定めのあるもののほか、次の各号に定めるところによる。

(1) 管理規程、告示、公告、訓令及び指令には、知事名を用いる。

(2) 公告には、必要に応じ、知事名の代わりに局名を用いることができる。

- (3) 施行する一般文書には、事案の軽重又はあて先の別により、知事名、局長名又は課若しくは出先機関の長名を用いる。ただし、特に必要があるときは、局名、出先機関名等を用いることができる。

別表第1中「富山県公営企業管理者」を「富山県知事」に改める。

様式第4号の1中「管理者」を削る。

(富山県企業局公印規程の一部改正)

- 5 富山県企業局公印規程（昭和62年富山県公営企業管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

別表中

公営企業管理者印	方 25	経営管理課長	経営管理課管理係長
公営企業管理者職務代理人印	方 25	同	同

を

富山県知事印	方 27	経営管理課長	経営管理課管理係長
富山県知事職務代理人印	方 27	同	同

に改める。

(富山県公営企業管理者の所管に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部改正)

- 6 富山県公営企業管理者の所管に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程（平成16年富山県公営企業管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第8条第2項の規定により
管理者の権限を行う知事の所管に係る行政手続等における情報通信の
技術の利用に関する規程

第1条中「公営企業管理者」を「地方公営企業法第8条第2項の規定により管理者の権限を行う知事」に改める。

(富山県企業局公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する規程の一部改正)

- 7 富山県企業局公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する規程（平成23年富山県公営企業管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

第1条中「公営企業管理者」を「地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第8条第2項の規定により管理者の権限を行う知事」に改める。

様式第1号及び様式第2号中「富山県公営企業管理者」を「富山県知事」に改める。

(富山県企業局企業職員給与規程の一部改正)

- 8 富山県企業局企業職員給与規程（昭和41年富山県電気局管理規程第14号）の一部を次のように改正する。

第4条の3第2項第3号中「300円」を「1,100円」に改める。

(富山県企業局職員の職務発明等に関する管理規程の一部改正)

- 9 富山県企業局職員の職務発明等に関する管理規程（平成3年富山県公営企業管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

第4条中「公営企業管理者」を「地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第8条第2項の規定により管理者の権限を行う知事」に改める。

様式第1号から様式第5号までの規定中「富山県公営企業管理者」を「富山県知事」に改める。

(富山県企業局企業職員安全衛生管理規程の一部改正)

- 10 富山県企業局企業職員安全衛生管理規程（平成5年富山県公営企業管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

第5条中「公営企業管理者」を「地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第8条第2項の規定により管理者の権限を行う知事」に改める。

(富山県企業局被服等貸与規程の一部改正)

- 11 富山県企業局被服等貸与規程（昭和38年富山県営電気事業管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「公営企業管理者」を「経営管理課長」に改める。

(富山県企業局公舎等貸付規程の廃止)

- 12 富山県企業局公舎等貸付規程（昭和36年富山県営電気事業管理規程第3号）は、廃止する。

(富山県電気事業保安規程の一部改正)

- 13 富山県電気事業保安規程（昭和61年富山県公営企業管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

別図中「公営企業管理者」を「管理者」に改める。

(富山県和田川水道管理所保安規程の一部改正)

- 14 富山県和田川水道管理所保安規程（昭和43年富山県電気局管理規程第11号）の一部を次のように改正する。

別図中「公営企業管理者」を「管理者」に改める。

(富山県和田川水道管理所子撫川支所保安規程の一部改正)

- 15 富山県和田川水道管理所子撫川支所保安規程（昭和54年富山県公営企業管理規程第14号）の一部を次のように改正する。

別図中「公営企業管理者」を「管理者」に改める。

(富山県工業用水道条例施行規程の一部改正)

- 16 富山県工業用水道条例施行規程（昭和46年富山県公営企業管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

第2条中「富山県公営企業管理者」を「地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第8条第2項の規定により管理者の権限を行う知事」に改める。

様式第1号から様式第6号までの規定中「富山県公営企業管理者」を「富山県知事」に改める。

(富山県工業用水道条例施行規程の一部改正に伴う経過措置)

- 17 この管理規程の施行の際この管理規程による改正前の富山県工業用水道条例施行規程の規定により富山県公営企業管理者がした承認その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの管理規程の施行前にこの管理規程による改正前の富山県工業用水道条例施行規程の規定により富山県公営企業管理者に対してなされた申込みその他の行為については、この管理規程による改正後の富山県工業用水道条

例施行規程の相当規定により知事がした承認その他の行為又は知事に対してなされた申込みその他の行為とみなす。

(富山県水道用水供給条例施行規程の一部改正)

- 18 富山県水道用水供給条例施行規程（昭和54年富山県公営企業管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

第2条中「公営企業管理者」を「地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第8条第2項の規定により管理者の権限を行う知事」に改める。

様式第1号から様式第3号までの規定中「富山県公営企業管理者」を「富山県知事」に改める。

(富山県水道用水供給条例施行規程の一部改正に伴う経過措置)

- 19 この管理規程の施行の際この管理規程による改正前の富山県水道用水供給条例施行規程の規定により富山県公営企業管理者がした承認その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの管理規程の施行前にこの管理規程による改正前の富山県水道用水供給条例施行規程の規定により富山県公営企業管理者に対してなされた申込みその他の行為については、この管理規程による改正後の富山県水道用水供給条例施行規程の相当規定により知事がした承認その他の行為又は知事に対してなされた申込みその他の行為とみなす。

(富山県ゴルフ練習場管理規程の一部改正)

- 20 富山県ゴルフ練習場管理規程（平成3年富山県公営企業管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「公営企業管理者」を「地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第8条第2項の規定により管理者の権限を行う知事」に改める。

(富山県営駐車場管理規程の一部改正)

- 21 富山県営駐車場管理規程（昭和51年富山県公営企業管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項中「公営企業管理者」を「地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第8条第2項の規定により管理者の権限を行う知事」に改める。

様式第6号中「公営企業管理者」を「富山県知事」に改める。

(経過措置)

22 この管理規程による改正前のそれぞれの管理規程に定める様式による用紙は、
当分の間、所要の調整をして使用することができる。

(企・経営管理課)